

I. 不正薬物の密輸動向

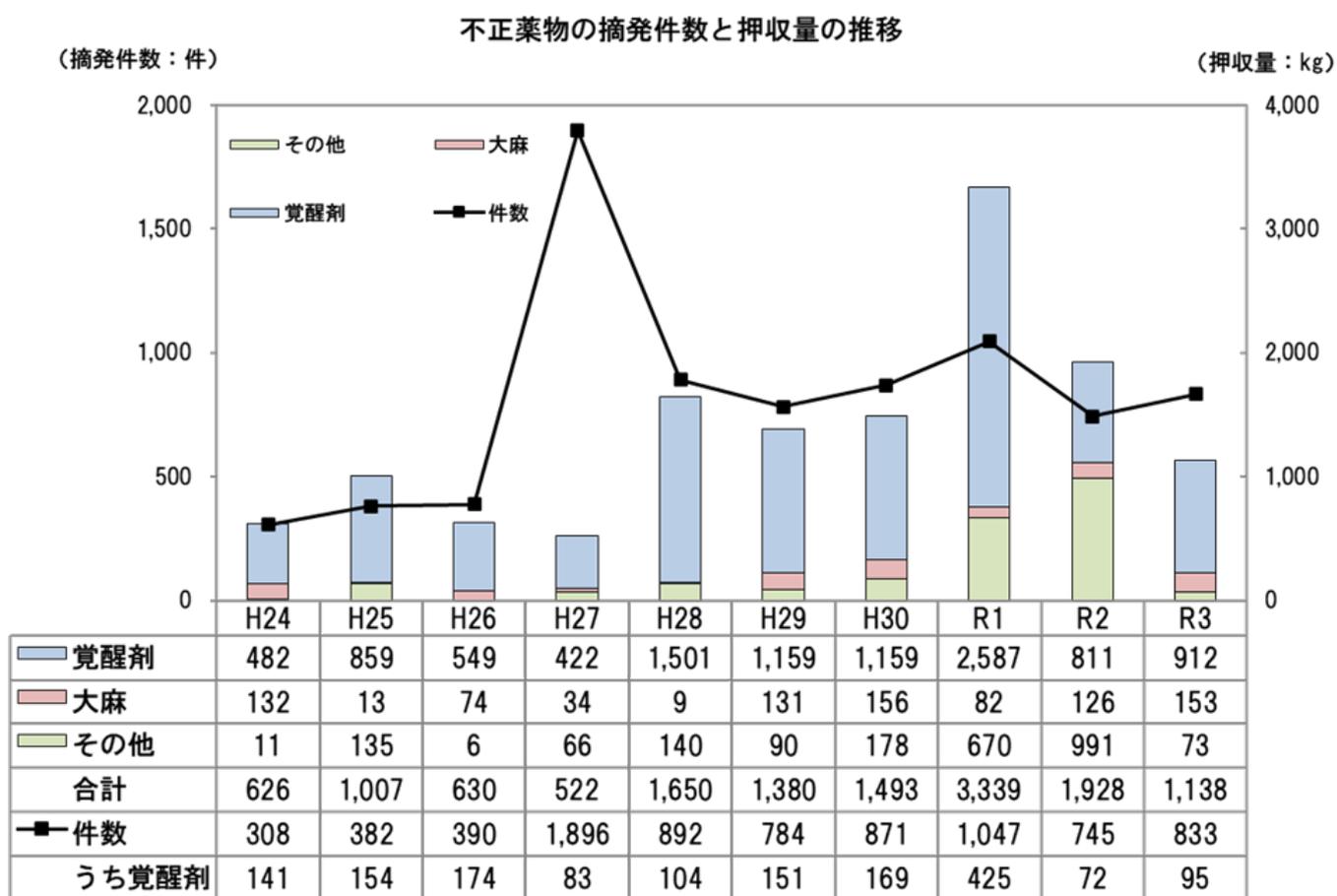
1. 不正薬物の摘発状況

令和3年の1年間における不正薬物*¹密輸事件全体の摘発件数は833件（前年比12%増）、押収量*^{2,3}は約1,138kg（同41%減）となりました。不正薬物全体の押収量は、6年連続で1トンを超え、過去9番目を記録し、深刻な状況となっています。

*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

*2 錠剤型薬物を除く。

*3 重量等未確定につき含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。



(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。令和3年の数値は速報値。令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。

(1) 覚醒剤

<覚醒剤の摘発状況>

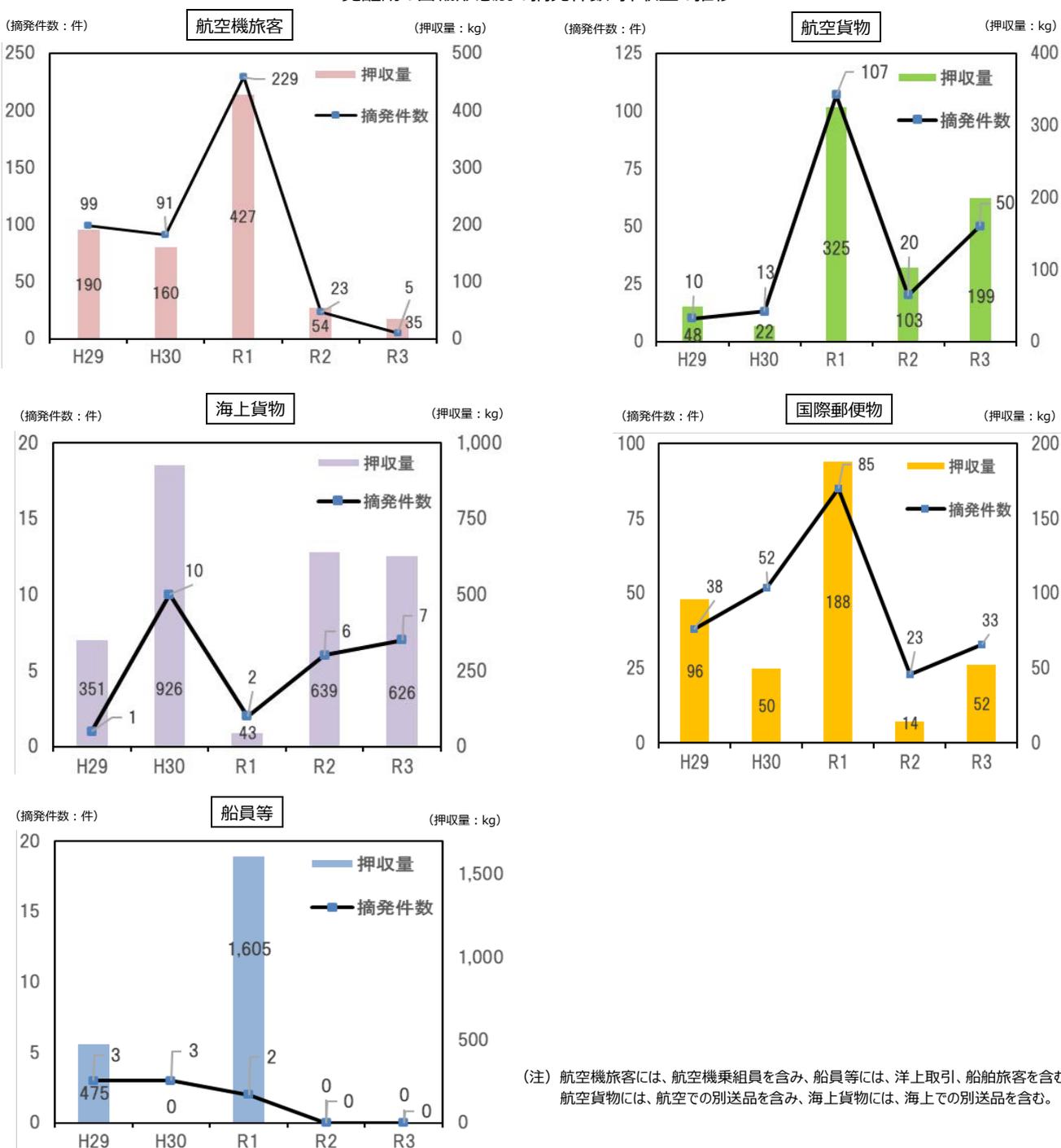
令和3年の1年間における覚醒剤密輸事件の摘発件数は、95件（前年比32%増）、押収量は約912kg（同12%増）と共に増加しました。

なお、押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約3,040万回分、末端価格にして約547億円に相当します。

密輸形態別では、航空貨物、海上貨物及び国際郵便物の摘発件数及び押収量をみると、前年並み又は前年より増加し、航空貨物の摘発件数は2.5倍となりました。

一方、航空機旅客をみると、摘発件数・押収量共に減少し、船員等では摘発はありませんでした。

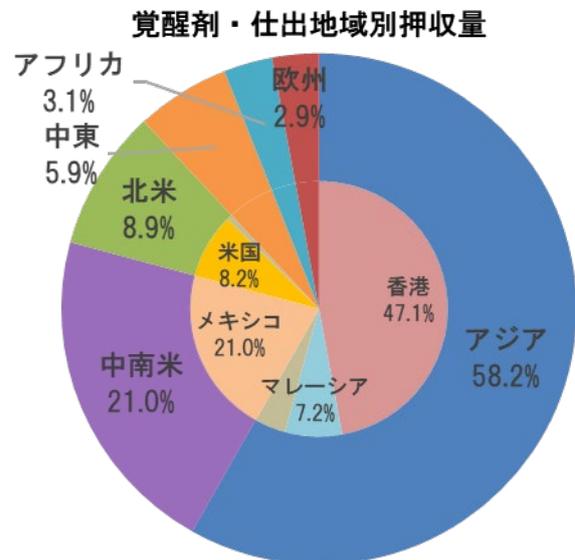
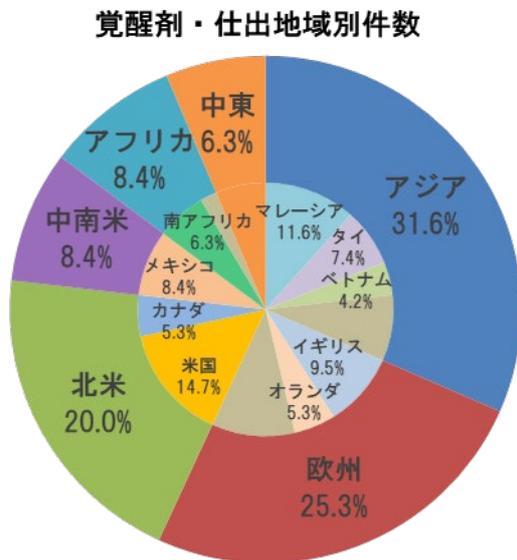
覚醒剤の密輸形態別の摘発件数・押収量の推移



(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。
航空貨物には、航空での別送品を含み、海上貨物には、海上での別送品を含む。

密輸仕出地別では、摘発件数の割合をみるとアジアが 31.6%（30 件）と最多、次いで欧州 25.3%（24 件）、北米 20.0%（19 件）となりました。

押収量をみると、アジア 58.2%（約 531kg）、中南米 21.0%（約 192kg）と 2 地域で約 8 割を占めました。



<覚醒剤の主な摘発事例>

[事例 1]

香港から到着した海上貨物（レーザー加工機）に隠匿された**覚醒剤約 297kg** を摘発しました。
（令和 3 年 4 月・横浜税関）



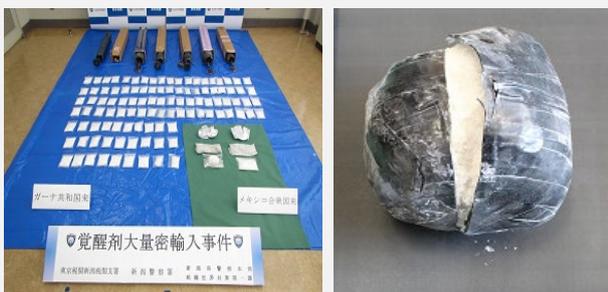
[事例 2]

トルコから到着した海上貨物（炭）に隠匿された**覚醒剤相当量**を摘発しました。
（令和 3 年 11 月・東京税関）



[事例 3]

メキシコ等から到着した航空貨物（粘土、ゴムローラー）に隠匿された**覚醒剤計約 11kg** を摘発しました。
（令和 3 年 4 月、5 月・東京税関）



[事例 4]

カナダ等から到着した航空貨物、国際郵便物（浄水器、茶袋等）に隠匿された**覚醒剤計約 8.7kg、大麻約 430g** を摘発しました。
（令和 3 年 6 月・大阪税関）



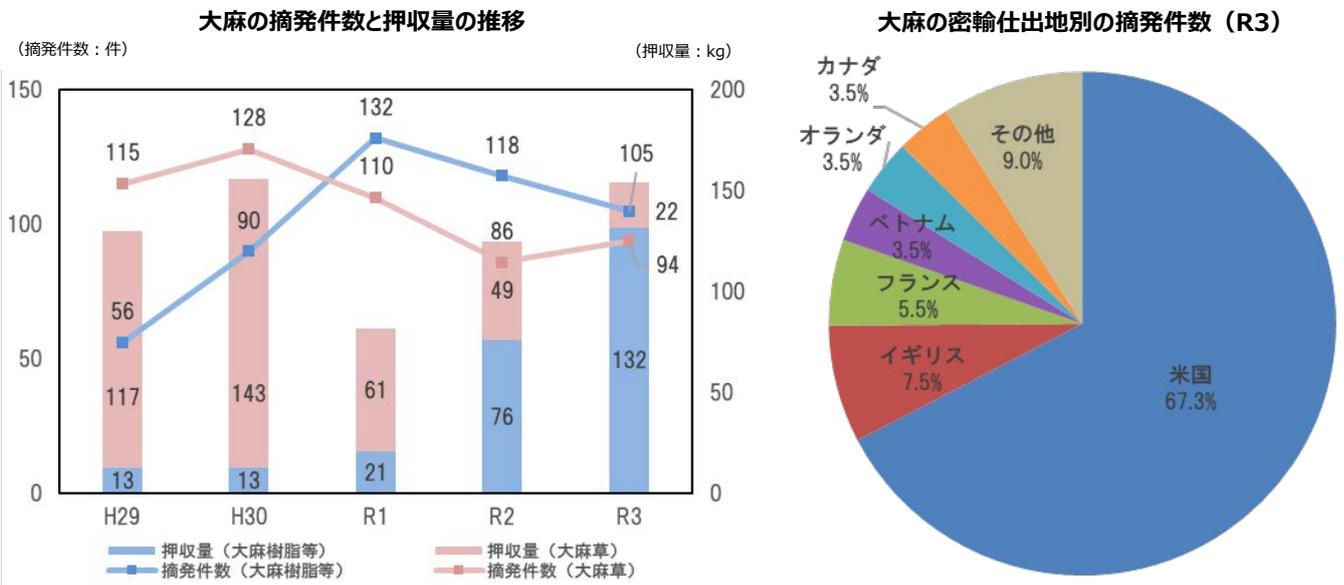
(2) 大麻

<大麻の摘発状況>

令和3年の1年間における大麻密輸事件の摘発件数は、199件（前年比2%減）と減少した一方、押収量は約153kg（同22%増）と増加しました。

大麻草の押収量は約22kg（同56%減）と減少しましたが、大麻樹脂等（大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品を含む。）の押収量は約132kg（同72%増）と増加しました。

仕出地別の摘発件数では、アメリカが67.3%、カナダが3.5%であり、北米で約7割と大宗を占めました。



<大麻の主な摘発事例>

[事例5]

アメリカから到着した航空貨物（オイル缶）に隠匿された**大麻リキッド約 7.9kg**を摘発しました。
(令和3年5月・名古屋税関等)



[事例6]

アメリカから到着した国際郵便物に隠匿された**大麻リキッド約 3g**を摘発しました。
(令和3年9月・門司税関)



(3) 麻薬

<麻薬の摘発状況>

令和3年の1年間における麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）密輸事件の摘発件数は230件（前年比38%増）、押収量は約13万錠（同45%増）と増加し、重量は約51kg（同94%減）と減少しました。

MDMA等の摘発件数は81件（同9%増）、押収量は錠剤型が約12万7千錠（同42%増）、その他の形状が約27kg（同約16.2倍）と摘発件数・押収量共に増加しました。

コカインの摘発件数は34件（同26%増）と増加したものの、押収量は約14kg（同98%減）と減少*しました。

* 令和2年は、コカインで過去最高の押収量となる約722kgの大口密輸事件の摘発がありました。

<麻薬の主な摘発事例>

[事例7]

ドイツから到着した国際郵便物3個に隠匿された **MDMA 計約1万5千錠**を摘発しました。
(令和3年4月・横浜税関)



[事例8]

オランダから到着した国際郵便物（絵画）に隠匿された **LSD 約20枚（10,000区分）**を摘発しました。(令和3年8月・大阪税関)



(4) 指定薬物

<指定薬物の摘発状況>

令和3年の1年間における指定薬物密輸事件の摘発件数は302件（前年比1%増）と増加し、押収量は約17kg（同90%減）と減少*しました。

* 令和2年は、指定薬物である一酸化二窒素を含有するガス（シバガス）約156kgの大量摘発がありました。

<指定薬物の主な摘発事例>

[事例9]

ベトナムから到着した国際郵便物に隠匿された **亜硝酸イソブチル等 約315g（52本）**を摘発しました。
(令和3年4月・神戸税関等)



[事例10]

ベトナムから到着した国際郵便物に隠匿された **ADB-BUTINACA 300本**を摘発しました。
(令和3年6月・長崎税関等)



2. 不正薬物の乱用がもたらす影響

覚醒剤や麻薬などは、それを乱用する人間の精神や身体をボロボロにし、人間が人間として生活を営むことができなくなるだけでなく、場合によっては死亡することもあります。

また、不正薬物の乱用による幻覚・妄想が、殺人、放火等の凶悪な犯罪や交通事故を引き起こすことがあるなど、乱用者本人のみならず、周囲の人、さらには社会全体に対しても、取り返しのつかない被害を及ぼしかねないものです。

(1) 精神と身体への影響

覚醒剤をはじめとする不正薬物の乱用は、精神と身体の両面を深く致命的に破壊します。体の主要な器官に次のような深刻な悪影響を及ぼし最悪の場合死に至らしめます。

- 脳…脳の委縮、脳出血〔記憶力低下・ぼけ症状〕
- 眼…視神経の異常、眼底出血〔視力低下・失明〕
- 気管支…粘膜異常〔気管支炎〕
- 肺…粘膜異常〔肺がん〕
- 胃…胃粘膜の異常及び出血〔胃痛・吐き気・嘔吐〕
- 骨髄…赤血球の形成異常〔貧血〕

また、薬物の乱用により、脳の正常な発達を止めてしまい、精神のバランスを悪くさせます。また一時的に頭が冴える、神経が興奮するというような感覚を得たように感じられることがありますが、その後、脱力感や疲労感に襲われ、ついには幻覚、妄想といった症状が引き起こされます。

(2) 周囲の人たちへの影響

薬物乱用がもたらす影響は個人にとどまらず、周囲の人や社会全体に害をもたらします。代表的なひとつが暴力です。長い間、薬物を乱用していると、知覚障害・食欲減退・情緒障害、幻覚や被害妄想が強くなり、家族に乱暴したり、常に凶器をもち歩くなどの異常行動がめだつようになります。家族や周囲の人たちはそれらにふりまわされ、恐怖と苦痛の毎日を強いられることとなります。

また、不正薬物の密売価格は高額であり、ばく大な借金に追い回されたあげく、家庭崩壊、生活破綻にまでいきついたり、未成年の子どもが家の金品を持ち出したりするなど、薬物乱用は経済的にも深刻な事態を招きます。

さらに、薬物乱用はさまざまな犯罪にもむすびついています。幻覚や妄想、フラッシュバック現象*によってひきおこされる殺人、放火、監禁、傷害などの凶悪な事件や、薬代欲しさの窃盗などがあとをたちません。

このほか、乱用薬物が国際麻薬犯罪組織や日本の暴力団の資金源になるといった社会問題など、薬物乱用による影響は広い範囲にわたり、さまざまな角度から市民生活をおびやかしています。

*薬物の乱用などでひとたび幻覚・被害妄想などの精神病の症状が生じると、治療によって表面上は回復しているかにみえても、精神異常が再び起こりやすい下地が残ってしまい、乱用をやめ、普通の生活に戻ったようでも、何かの刺激によって再び幻覚・妄想などの精神異常が再燃することがあります。これをフラッシュバック（自然再燃）現象といい、飲酒といった心的なストレスなど、ほんの小さなきっかけでおこってしまうのです。

参照、引用先 税関HP

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/smuggler/abuse.htm>